

令和7年度第2回地球温暖化対策推進委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年12月19日（金） 14時05分～15時45分
- 2 場 所 幕別町役場 3階A B会議室
- 3 出席者 【委員】
梅津一孝、岡坂和春、三島均、浅井雅之、樋口譲、岡本幸穂、
上田敏也、高道昭夫、宇佐美純一、西山修一、山崎和夫、中村政司
【事務局】
寺田住民生活部長、山岸防災環境課参事、
佐々木ゼロカーボン推進係長、小林主任
- 欠席者 【委員】
林勝也、楠美智子、久保睦則
- 4 議題等
- ・委員長及び職務代理者の指定について
 - ・幕別町地球温暖化対策推進委員会の役割について
 - ・議題
 - (1) 2025年度の各事業の進捗状況について
 - (2) 2026年度の事業実施予定について
 - ・その他
 - (1) 地球温暖化対策に係る森林の役割について
- 5 内容 下記のとおり

■ 令和7年度第2回幕別町地球温暖化対策推進委員会

1 開会

2 町長挨拶

みなさん、こんにちは。2期目の委員ということで3年間お世話になりますのでよろしくお願ひいたします。ゼロカーボンは国をあげて取り組んでいる訳ですが、いかんせんお金が非常にかかります。やはり推進するためには何かの動機づけをしなければならない、であれば補助金を出すという形にならないと中々、例えば冷蔵庫を買換えたいけども全部出すのであれば買えないが、いくらか町が補助金を出して後押ししてくれればこの際買おうかということで、そういう動機づけの補助金が必要となってきます。町の方で沢山出せる訳ではないですが、なるべく道の補助金なども活用しながら推進するための補助制度を設けている訳です。そんな中で、今月、J-クレジットを財源としてこの補助金の拡充をできないかといったことも実は考えている訳であります。その他にも財源の調達というのがあるかもしれませんので、そういったことも含めて、みなさん、この3年間委員として役割を果たしていただければありがたいというふうに思っておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私たちの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

3 委員紹介

名簿順に、各委員が団体名・氏名の自己紹介を行った。

4 委員長及び職務代理者の指定について【資料1】

本委員会は、「幕別町附属機関設置条例」第2条により設置が規定され、第5条第1項の規定により、委員会の委員長は、委員の互選によって定めるとされていることから、委員長が互選されるまで町長が議事を進めた。

選出方法は推薦となり、前期も委員長を務め専門的な知見を有する梅津委員の推薦があり、他委員からの異議がなかったことから、梅津委員が委員長に選出された。

《委員長挨拶》

委員長を仰せつかりましたので、一言ご挨拶申し上げます。本委員会は、令和4年度に設置され、町の地球温暖化対策の取り組み計画となる「幕別町地球温暖化対策実行計画」の策定にあたり審議を重ね、令和5年度に計画が策定となりました。そして、令和6年度からは、実行計画に基づく取り組みが始まり、本委員会では取り組みに対する審議・検討を進めているところです。第2期では、引き続き町の取り組みについて、ここにお集まりの皆さんと共に審議をしながら、より良い取り組みにつなげていけるような委員会としたいと考えておりますので、3年間、よろしくお願ひ致します。

続いて、幕別町附属機関設置条例第5条第3項の規定により、職務代理者は、委員長があらかじめ指名した委員となることから、宇佐美委員が職務代理者として指名された。

5 幕別町地球温暖化対策推進委員会の役割について【資料2】

幕別町地球温暖化対策推進委員会規則にて、本委員会の組織及び運営について定めており、所掌事項の規程となる第2条に基づき、本委員会の役割を説明した。

《要旨》

本委員会の所掌事項は次のとおりとなる。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関すること
- (2) 地球温暖化対策の技術情報の交換に関すること
- (3) 地球温暖化対策のイベントの企画・運営に関すること
- (4) 地球温暖化対策の率先的実践と報告に関すること
- (5) その他地球温暖化対策及び推進に関すること

現在、本町では「幕別町地球温暖化対策実行計画」に基づいて各事業を行っており、本委員会では、本町が地球温暖化対策を推進していくうえで、それぞれの立場での視点から、取り組みに対するご意見や、新たな提案などをいただきたい。

<質疑応答> なし

6 議題

(1) 2025年度の各事業の進捗状況について【資料3】

《要旨》

本町では、2024年3月1日に、2050年に町全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティまくべつ」を宣言し、その実現に向けて、町の取組計画である「幕別町地球温暖化対策実行計画」に基づき作成した「幕別町ゼロカーボンロードマップ」に沿って施策を実施している。

幕別町ロードマップは、実行計画を策定した翌年である2024年度から最終目標である2050年度の期間を3期に分けて実施する施策を計画したものであり、第1期を「まくべつゼロカーボンスタートアップ」と題して、2024年度から2026年度と位置付けている。

これは、実効性の高い事業の実施により、目標達成に向けて勢いづける初動の期間として、①民生部門への施策であるゼロカーボン推進総合補助金の実施、②公共部門への施策として、公共施設へのLED化事業、公共施設への太陽光発電設備整備事業を行っているほか、公用車の管理を所管する総務課において、公用車をEV車やPHEV車などへ計画的に更新を行っている。

また、③バイオメタン都市構想として、町内の家畜ふん尿や食品残渣・野菜くず等を資源とする集中型バイオガスプラントの設置および精製されるバイオメタンガスから生み出される再生可能エネルギーの活用について検討を進めているところ。

続いて、第2期を「まくべつゼロカーボンデザイン」と題し、2027年度から2030年度と位置付けている。

これは、更なる施策の展開により、2030年度目標達成へ向かう時期となり、①民生部門への施策として5カ年の予定で行っているゼロカーボン推進総合補助金の継続、②公共部門への施策として、公共施設のLED化や太陽光発電設備の導入、公用車の更新を引き続き進めるとともに、公共施設の更なるゼロカーボン化として何ができるかを検討していく。

③バイオメタン都市構想では、集中型バイオガスプラントの設置を目標としている。

最後に、第3期を「ゼロカーボンシティまくべつ」と題し、2031年度から2050年度と位置付けており、新技術の普及により、2050年ゼロカーボン達成へとして、ペロブスカイト太陽電池や、バイオメタンガスを改質し精製する水素やクリーンLPガスなどの新技術を取り入れながら、ゼロカーボンの実現に向かいたいと考えている。

幕別町ゼロカーボンロードマップ第1期の取り組みとして、本年度、2025年度の状況をご報告する。

はじめに、1 ゼロカーボン推進総合補助金について、11月末時点での実績となるが、北海道の補助金を財源としている「住まいのゼロカーボン化推進」事業は194件に対し合計1,980万4千円を交付しております。一番右側の列の2024年度の実績が89件だったのに対し、11月末時点で100件以上のプラスとなっており、今年度から5つのメニューを加えて拡充したほか、町民のみなさんの認知度が上がったことで、多くの方にご利用いただいているのではと考えている。

続いて、省エネ化推進事業になるが、こちらは52件に対し、合計240万1千円を交付している。2024年度実績と比較すると、省エネ型冷蔵庫は11月末時点では46件となっており、このままのペースでいけば同程度の実績となると見込んでいる。また、今年度から新たに加えた遮熱塗装は6件の利用があったところ。

総計では、11月末時点で246件に対し合計2,220万5千円を交付しており、予算に対し56%の執行率となる。このままのペースで申請があるとすると、最終的には312件、2,778万1千円の交付となり、執行率70%となる見込みである。

続いて、2 太陽光発電設備整備事業について、これは2023年度に行った公共施設の太陽光発電ポテンシャル調査において、PPA方式での導入が可能となった6施設に対し、2024年度に実施設計を行い取り組んでいるもの。PPAとは、事業者が太陽光発電設備等の設置や維持管理を行い、町はその設備で発電された電力を購入することで、電気料として設備導入費や維持管理費を支払う方式であり、町としては高額な導入経費を負担することがないことが大きなメリットとなる。

2025年度は、来年度に導入する役場本庁舎に係る設備等の詳細な部分を詰めるとともに、来年度の春に募集が始まると見込まれる国及び北海道の補助金への申請に向けて準備を進めているところ。

続いて、3 公共施設LED化事業について、これは2024年度から2027年度の4ヶ年でLED化が不要な一部を除く全ての公共施設の照明をLED化するもので、2024年度から2026年度はリース方式で、2027年度はリース方式にそぐわない施設について自前工事で行うこととしており、合計で177施設、1万4,730台をLED化する。

2025年度は、23施設、5,825台について工事を行っており、現在は7割程度の進捗状況で、今後も滞りなく工事が進み、3月には今年度分が全て完了する見込みとなっている。

最後に、4 EV急速充電器設置の検討結果について、2024年度に合同会社DMM.comと連携し、EV普通充電器を公共施設12か所の駐車場へ合計48基設置したが、その後、同社から急速充電器の設置について提案があり、今年度に検討したもの。

道の駅忠類への設置については、「特定需要場所」の特例で設置した普通充電器と地続きの場所には、さらなる急速充電器の設置が認められず、断念することとなった。

「特定需要場所」の特例とは、一敷地一受電が原則となるが、防災対策や地球温暖化対策に係る設備で、一定の条件を満たす場合、特例として別に一受電ができるものであり、すでに普通充電器をこの特例で設置したことから、更なる追加は認められなかつたもの。

ぬかない駅通については、採算面を検討した結果、DMM側から取り下げの申し出があった。

よって、急速充電器の設置はできない結果となったが、既に48基の普通充電器を整備していることから、公共施設においてはEV車が普及するための環境づくりは一定程度できているものと考えている。

<質疑応答>

○中村委員：幕別町ゼロカーボンロードマップの中で③バイオメタン都市構想が触れられている。重要な取り組みと考えるが、検討状況はどうなっているか。

○山岸参事：バイオメタン都市構想について一緒に検討している企業があり、共に進めていきたい気持ちは変わらずあるが、具体的にどのような手法で行うか、詳細をつめているところ。現在、資材費等の高騰により設備資金の確保に足踏みしているところであり、併せて事業スキームについても確定に至っていない状況である。継続的に協議を行い、事業化に向かっていきたいと考えている。

○中村委員：町が考えている施策の中には、地球温暖化対策に重要な森林の整備について触れられていないので、重点的な取り組みを行っていただきたい。

○山岸参事：ロードマップを作成した2023年度時点では、森林整備の施策は入っ

ていないが、今後、J-クレジット制度を活用した森林整備を行っていきたいと考えている。詳細は、後ほどご説明させていただきます。

○高道委員：EV普通充電器について、利用率はどのくらいか。

○山岸参事：今年の8月31日時点での実績となるが、利用件数69件、充電時間12,230時間、充電量637.39kW、利用料金35,573円となっており、利用状況はまだ少ないが、EV車の普及がさほど広まっていないことが要因と考える。

○梅津委員長：ゼロカーボン推進総合補助金の執行率が随分伸びてきていると感じたが、この状況について事務局はどのような評価を行っているのか。

○山岸参事：今年度は、補助メニューを拡充したことと併せて普及啓発として、昨年度に利用実績があった町内店舗や帯広市の大型店等にポスターやパンフレットを置いてもらったほか、広報紙やコミバスへのポスター掲示によるPR効果も大きかったと思う。また、利用された方の口コミにより住民の方に広がっているのが大きいのかなと思う。さらに普及啓発に取り組んで参りたい。

(2) 2026年度の事業実施予定について【資料4】

《要旨》

1 ゼロカーボン化推進総合補助金について、2026年度は2025年度と同様のメニューでの実施を予定しており、予算額についても「住まいのゼロカーボン化推進事業」3,409万円、「省エネ化推進事業」565万円、合計3,974万円として、2025年度と同額と考えている。

今年度の実績見込みでは、予算に対する執行率が7割程度になる見込みだが、本補助金の認知度の向上に伴って利用件数が大きく増えている状況であり、2026年度も利用件数が更に増えることも考えられることから、予算額を2025年度と同額としたところです。

2 太陽光発電設備整備事業について、2026年度は、役場本庁舎への設備導入工事を行う。その内容は、庁舎屋上へ低重心架台太陽光パネルの設置、町民会館前駐車場へのソーラーカーポート及び定置型蓄電池の設置をPPA方式にて行う。併せて、EV車を充電する急速充電器及びEV車から建物へ給電する仕組みであるV2Xシステムの整備、EV車の導入を自前にて行い、その予算は4,686万8千円となる。

また、忠類地域の3施設への整備内容については、地域住民の方のご意見を踏まえ、令和6年度に行った実施設計内容から見直すとなったことから、事業者と再検討を進める。

3 公共施設LED化事業について、2024年度から行ってきた公共施設照明のLED化の3年目になり、2026年度は99施設、3,957台をリース方式にて実施する。4年目となる2027年度はリース方式にそぐわない施設を自前で行うことから、リース方式で行うものとしては最後の年となるもの。併せて、4年目の自前工事の発注に向けて実施設計を行うとしており、その予算は1,211万1千円となる。

4 事業者省エネルギー診断支援補助金について、これまで、本委員会の中でも、町全体のゼロカーボンの取り組みを進めるうえでは事業者に対する施策も必要ではないかとのご意見があったところ。そこで、色々と検討を重ね、新規事業として事業者の省エネルギー診断受診に対する支援を行おうとするものとなる。

本補助金の目的は、「ゼロカーボンシティまくべつ」の達成に向けて、自社の脱炭素化に取り組む意欲のある町内事業者に対し省エネ診断を受診する費用を補

助し、脱炭素化の取り組みを促進させることを目的とする。

対象者は、町内に事務所又は事業所を有し、省エネ診断結果をもとに脱炭素化の取り組みを行う意欲のある者で、①町税を滞納していない、②暴力団、暴力団員、その関係者ではないことの2つの条件を満たす者となる。

対象事業は、経済産業省の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費の交付を受けた民間団体などが実施する「省エネルギー診断」となるが、その具体は下表1のとおり。

経済産業省の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費の交付を受けた民間団体は2団体あり、一番右側の「診断期間」の列に示す、S i i、一般社団法人環境共創イニシアチブと一般社団法人省エネルギーセンターとなっている。

S i iが行っている省エネルギー診断は3種類あり、一つ目が「ウォークスルーディagnosT」である。これは、空調や照明などの設備の使用状況や管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案を受けられるもので、設備一つから事業所全体まで、事業者の希望に合わせた診断をしてもらうことが可能となっている。

二つ目が「IT診断」であり、電力や温度などの計測機器を設置して数週間から数か月に渡りデータを収集し、エネルギー使用状況の見える化や分析を行いながら省エネ対策の提案を受けられるものとなる。

三つ目が「伴走支援」となり、「ウォークスルーディagnosT」や「IT診断」を受診した後に継続してフォローを受けたい場合に、更新設備の最適仕様の調査や補助金申請サポートなど省エネ・再エネの取り組みを進めるうえでの幅広いサポートを受けられるものとなる。

続いて、省エネルギーセンターが行っている診断は2種類あり、一つ目は「省エネ最適化診断」である。これは、エネルギーの使用状況から無駄を見つけて運用改善につなげるなどの「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化をさらに加速する支援を受けられるもの。

二つ目は「ステップアップ診断」で、省エネ最適化診断受診後に、さらに深堀した診断を求める場合、電力計測による設備の待機電力の削減や無駄な運転の改善、温度計測による熱の漏洩、超音波による空気の漏洩の改善など、これまで気づかなかつたエネルギー利用の見える化と改善などを行ってもらえるもの。

概要の対象事業に戻るが、これらの診断は申請年度の3月末日までに事業を完了し、実績報告を提出していただくよう考えている。

また、各年度の申請は、原則、1事業者1回までとし、本補助金は2026年度から2030年度までの5年間で実施しようとするものとなっている。

対象経費については、省エネ診断に要する経費とし、消費税および地方消費税は除くほか、振込手数料などの診断に直接関係しない経費は対象外とする。

補助率は2分の1とし、上限は2万5千円とし、これは、省エネ診断は概ね5万円以内で受けることができるところから、5万円の2分の1である2万5千円を上限とするもの。2026年度の予算は、5件の12万5千円となっている。

以前から事業者より、省エネや再エネは何となくわかるが、実際に自社が何を行ったらいいのか分からぬとの声があつたことから、脱炭素化の取り組みを進める入口として省エネ診断を受け、より効果的に取り組んでもらいたいと考え、行おうとするものである。

続いて、5Jークレジット制度における森林カーボンクレジットの創出について、これは、ゼロカーボンへの取組、地域資源を最大限活用する取組の端緒として、本町が所有する森林資源を対象に、Jーカーレジット制度に基づく二酸化炭

素吸収量の調査やJ-クレジット申請・認証等に関わる各種業務、また創出された「森林カーボンクレジット」の販売を進め、森林管理やゼロカーボン事業に対する財源とすることで、2050年を目標とする二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組の推進を図ることを目的に行うものである。

J-クレジット制度は国の制度であり、2013年度から経済産業省、環境省、農林水産省が運用を開始したもので、温室効果ガスの吸収や削減に対する活動を評価し、その評価（成果）をカーボンクレジットとして発行し、取引する仕組みとなる。温室効果ガスの吸収活動となる森林管理のほか、削減活動となる省エネ設備・再エネの導入なども評価の対象となっております。

森林管理によるクレジット創出の方法論について、J-クレジット制度では、プロジェクト実施に関わる二酸化炭素の削減量または吸収量の計算方法や算定のルールとして74の方法論が承認されており、森林管理における方法論では森林経営活動・植林活動・再造林活動の3種類があるところ。本町では、このうち森林経営活動によるプロジェクトを実施する。これは、造林、保育、間伐といった森林施設が全く行われていない森林の吸収量をゼロとし、これをベースラインとして、適切な森林施設である植林、保育、間伐、主伐を行うとともに巡視等の森林保護を行うことで二酸化炭素吸収量を増加させ、それを算定評価してクレジット化するものである。

クレジットの販売需要について、カーボンクレジットとは二酸化炭素の吸収量になることから、購入先は二酸化炭素排出量を削減したい企業が主となる。各企業は、省エネ設備や再エネの導入により自身の二酸化炭素削減を図ることが求められており、自身の取組だけでは削減できない排出量を購入したカーボンクレジット（吸収量）と相殺することで補うことができる。これをカーボンオフセットという。

中段の絵がそのイメージとなるが、例えば、企業活動により100tの二酸化炭素を排出している企業が、自身で省エネ・再エネに取り組んだ結果60t削減した場合、なお残っている40t分の排出量に対してカーボンクレジットを購入し、相殺すなわちオフセットすることで、排出実質ゼロとができる。

特に、2026年度に導入される「二酸化炭素排出量取引制度」により、二酸化炭素の排出量が多い企業には二酸化炭素排出上限の枠が割り当てられることから、上限を超えてしまう排出量を補うためにカーボンクレジットが活用される可能性があるほか、2028年以降に炭素税の導入も検討されているなど、今後はますます二酸化炭素削減義務への対応が求められると考えられ、カーボンクレジットを購入して自身の二酸化炭素排出量を減らす企業等が増えていくものと見込む。

森林カーボンクレジット創出の対象となる森林は町有林の予定である。クレジット創出の認証期間は8年間となるが、再度の認証を受けることで最大で16年とすることができる。現在、町が保有する森林面積は約2,276haだが、このうち天然林の一部102.4ha及び人工林のうち施設履歴や計画がある育成林1,055.9haの合計1,158.3haがプロジェクト対象となる森林となり、ここからクレジットとなる吸収量約3万5,000tが創出される見込みとなっている。

本事業の実施手法について、J-クレジット制度におけるクレジット創出を町が自前で行うには多くの課題があるところ。具体的には、複雑な制度を正しく理解することが難しいこと、プロジェクト登録までに申請、調査、審査など多くの手数があり、職員の業務負担が大きいこと、創出したクレジットを販売するためのノウハウがないため販売することが難しいことなどが挙げられ、このことから、本事業を行うにあたっては、専門的な知識を有する民間企業と連携することで、職員の負担が少ない手法とすることが望ましいと考え、道内で森林カーボン

クレジットの創出に係る実績がある3者を比較し、ステラーグリーン株式会社を選定した。

ステラーグリーン社は、道内の9自治体と連携協定を締結しており、プロジェクト承認実績も3件と、いずれも最多の実績を有しております、取り組み内容では、全ての業務を企業が担うこととなり、町職員の負担を大きく抑えることができるほか、申請、調査、審査に係る費用の全額を企業が負担し、委託料はクレジット販売収入からの支出となるので町の負担は一切ないものとなる。今回比較した他社では、委託料とは別に審査、調査、審査に係る費用の負担を求めているところもあり、費用負担においても有利となっている。

森林カーボンクレジット販売の試算について、町有林約2,276haのうち1,158.3haがクレジット創出対象となり、プロジェクト認証期間を8年間として、約3万5,000tの吸収量（クレジット）が創出される見込み。クレジットの単価を1tあたり8,500円とすると、3万5,000tで2億9,750万円が8年間の総収入となる。このうち6割が町の収入、4割がステラーグリーン社への委託料となり、1億7,850万円が8年間の町の収入となる見込み。

なお、販売にあたってはステラーグリーン社が販売先を開拓するほか、販売できずに残ったクレジットについては、責任もって全量を買い取ることとなる。

このように、J-クレジット制度における森林カーボンクレジットの販売は、今後の施策実施への貴重な財源として期待できるものとなっている。加えて、森林カーボンクレジット等への主体的な取組は、GXやゼロカーボンに向けた具体的な施策として、多くの国や地方、企業が注目しており、これまで関わりの無かった企業がクレジット購入者となることで生まれる新しい関係は、新たな知見の獲得の機会となるほか、適切な森林管理は地域防災や環境対策にも繋がるものであることから、重要な事業として考えている。

今後のスケジュールは、12月23日に連携協定を締結する予定となっているが、ステラーグリーン社は北洋銀行を通じて本町にJ-クレジットの提案があったものであり、クレジット販売においてもステラーグリーン社の有するノウハウと併せて、北洋銀行が持つ幅広い営業基盤を通じてPRと販売機会の創出を行っていくことから、町、北洋銀行、ステラーグリーン社の三者での連携協定として締結する予定である。その後、2026年3月3日に予定されるJ-クレジットの第68回認証委員会でのプロジェクト登録に向けて申請、調査、審査を進める。

6 再エネ地産地消協力交付金について、新たな事業として現在検討しているものであり、2026年度から実施したいと考えているところ。

FIT制度による売電期間が終了し、卒FITを迎えた家庭で発電される太陽光発電電力を町の公共施設で使用することで、再エネの地産地消を図ることが目的である。この事業は、北海道電力株式会社道東統括支社と連携して行うものであり、同社における道内で初の取り組みとなるもの。

この事業モデルとなっているのが北陸電力の取り組みであり、中段の絵が北陸電力と敦賀市の例となるが、北陸電力では買い取りした卒FIT家庭の太陽光発電電力を敦賀市が買って市内の公共施設で使用することで、再エネの地産地消に取り組んでいるところ。これにより、敦賀市の公共施設から排出される二酸化炭素が減少するとともに、市民に対してゼロカーボンの啓発効果がある取り組みとなっており、より多くの方に参加してもらうため敦賀市から参加特典をプレゼントしている。

このような取り組みを、本町と北海道電力道東統括支社で行いたいと検討しており、参加特典として、町は「まくPay」による行政ポイント、北海道電力はエネモポイントを交付することを考えている。現在、北海道電力で参加戸数や発電量

の想定を試算しているところだが、その試算結果をもとに特典内容の詳細を決めることと考えている。2026年度予算では、粗々となるが参加特典規模の上限として、1家庭あたり年間4,250kWhの発電量×300世帯として年間127万5千kWhの発電量があり、これに対し1kWhあたり2ポイントの行政ポイントを交付した場合の255万円で予算要求しているところである。

この事業は、売電により収入を得ている家庭に対して参加特典をプレゼントするものとなることから、過度な特典はふさわしくないものと考えており、その内容については、今後、十分に検討していくが、実施に先立ち委員会に検討内容を報告させていただいた。

<質疑応答>

- 梅津委員長：ゼロカーボン推進総合補助金の予算について、住まいのゼロカーボン化推進事業では予算3,400万円ほどの半分の1,700万円ほどが北海道の補助金となり、省エネ化推進事業は全額が町単独費用ということですか。
- 山岸参事：はい、そのようになる。
- 上田委員：J-クレジットについて、ステラーグリーンに委託することだが、森林整備に関わる費用も企業が負担するのか。
- 佐々木係長：森林管理に関わる費用はこれまで通り町が負担し、J-クレジットに関わる調査や審査等の業務は、費用も含めてステラーグリーンが行うものになる。
- 上田委員：J-クレジットにより、これまで以上に森林管理の負担が増えることはないのか。
- 佐々木係長：町有林は、これまでも主伐、間伐等を行っており、森林管理の負担が増える訳ではない。これまでの取り組みと同様のことを続けていくこととなる。
- 三島委員：ゼロカーボン推進総合補助金の予算の中で執行されなかったものは戻すのか。
- 佐々木係長：戻すことではなく、予算なので執行されなかった分はそのまま残るもの。
- 三島委員：省エネ化推進事業では、2024年度実績が58件に対し、2025年度は52件の実績見込みと少なくなっているが、2026年度の予算額は増えている。これは、申請件数が増えると考えてこの予算額としたのか。
- 佐々木係長：52件は11月末時点の実績であり、今年度末までの見込みではない。現在の申請状況が統計上、最終的には昨年度よりも大きい実績となると見込んでいる。2026年度も補助金の認知度の向上により申請件数は増えるものと考え、2025年度と同額としている。

7 その他

(1) 地球温暖化対策に係る森林の役割について【資料5】

議案第2号の中で説明したJ-クレジット制度における森林カーボンクレジットの創出に関わり、森林は二酸化炭素吸収源として重要な役割を担っていることから、林野庁 北海道森林管理局 根釧西部森林管理署（山本署長・古市主事）を招いて、地球温暖化対策に係る森林の役割や北海道での植林活動の歴史について話を伺った。

《要旨》

厚岸湾の北部に、国家プロジェクトとして約1万haのカラマツの造林地である「パイロットフォレスト」があり、これは昭和31年から10年間で造成されたもの。この大

規模な造林により厚岸湖にそぐ川への土壌流出が抑えられ水質が改善したほか、水温も一定になり、天然カキが復活した恩恵があった。加えて、パイロットフォレストは、J-クレジット制度における植林活動に当たるような取り組みであり、仮にJ-クレジット制度の方法でクレジット量を算出すると、二酸化炭素吸収量は313,454 t、木への炭素固定量は3,009,728 tに当たる試算となる。仮にクレジット1 tあたり1万円とすると、その収入は31億円を超えるものになり、大きな効果となったものと考えられる。

このほか、森林の土壤の働きをみると、温室効果ガスの割合で二酸化炭素に次ぐ2番目に大きいものであり、その温室効果は二酸化炭素の80倍以上となる「メタン」を吸収している。森林と裸地の土壤を比べると森林土壤の方がメタンの吸収量が大きいという研究結果があり、また別の研究では、欧米よりも日本の森林土壤の方がメタン吸収量が大きく、中でも黒ボク土が最も吸収する結果となっていることから、日本の森林土壤はメタン吸収能が高いといえる。森林・林業基本法では、森林整備の目的を「森林の有する多面的機能の発揮」としており、地球環境保全として二酸化炭素の吸収源となることは広く知られているところ。この他にも、森林の機能の1つに生物多様性保全があり、森林土壤中の細菌がメタン吸収源となっていることから、森林整備は土壤保全に繋がり、メタン吸収源としての機能を維持していることといえる。国連環境計画の中でもメタン対策は極めて重要かつ急務と言われていることから、黒ボク土が広く分布しメタン吸収能が高い道東において適切に森林管理を行うことが地球温暖化対策として重要になる。

<質疑応答>

○西山委員：パイロットフォレストのような大規模な植林は、日本や世界でも行われているのか。

○山本署長：2000年前後では、中国の方でかなり行われていたと聞いている。よって、二酸化炭素吸収量は大きく伸びたが、その一方では排出量も大きいので、カーボンニュートラルには至っていないと考える。また、東南アジアや南米では焼き畑農業が行われており、森林の消失面積は増えている状況である。

○梅津委員長：樹木は二酸化炭素を吸収し、炭素を固定することは分かったが、メタンについては湿地・水田や家畜の呼気のような嫌気的な所から発生することが知られており、また山火事も発生に関係すると説明があった。消滅・吸収では樹がメタンを吸収するということではなく、森林土壤ではメタンが酸化して二酸化炭素に変わり、温室効果が小さくなるとの認識で良いか。

○古市主事：そのとおり。樹木そのものがメタンを吸収するのではなく、土壤中の微生物がメタンの酸化に関わっている。

(2) 次回の幕別町地球温暖化対策推進委員会について

令和7年度の委員会は本日が最後となる。次回は令和8年度第1回となり、5月から6月頃を予定している。